9. 移行における明確な措置

シリア・アラブ共和国における紛争は、全ての当事者がこの国の全ての人々にとり共通の将来に向けた平和的な方法が存在すると確信したときのみ終結する。したがって、いかなる解決も、一定の時間的枠組みに従って、移行における明確かつ不可逆の措置を提供することが必要である。いかなる移行においても、鍵となる措置には、次のものを含む。

(a) 移行が行われ得る中立的な環境を確立し得るものであって、完全な執行権限を行使する暫定統治機構の設立。これは、政権及び反体制集団及び他の集団を含み、相互の合意に基づき形成される。

(b) 当該国の将来を決定するのはシリア人である。シリア・アラブ共和国における社会の全ての集団は、国民対話プロセスに参加することができなければならない。このプロセスは、包含的であるだけでなく、意味のあるものでなければならない。言い換えれば、その鍵となる結果は実施されなければならない。

(c) その上で、憲法秩序及び法制度の検討が行われ得る。憲法起草の結果は、国民の承認に服する。

(d) 新たな憲法秩序の確立に基づき、新たな制度及び既存の組織のための自由かつ公正で複数政党による選挙を準備し、実施する必要がある。

(e) 女性は、移行の全ての側面において完全に代表されなければならない。

10. 安全、安定及び平穏

いかなる移行も変化を含む。しかし、安定しかつ平穏な環境において全ての人々の安全を確保する方法で移行が実施され得ることを確保することが必要である。これには、次のものが必要である。

(a) 完全な平穏及び安定の強化。全ての当事者は、暴力の永続的な停止を確保するため、暫定的な統治機関と協力しなければならない。これには、撤退の完了並びに武装集団の武装解除、動員解除及び社会復帰の問題への対処を含む。

(b) 脆弱な集団が保護されること及び必要な地域における人道的問題に応えるために即時の行動がとられることを確保するための効果的な措置。また、拘束された人々の解放が迅速に完了することを確保することが必要である。

(c) 政府機関及び質の高い職員の継続性。公共サービスが保持され又は回復されなければならない。これには、軍隊及び治安機関を含む。しかし、情報機関を含む全ての政府機関は、人権及び専門的な基準に従って行動し、また、国民の信頼を呼び起こすリーダーシップの下で活動し、暫定統治機構に統制されなければならない。

(d) 説明責任及び国民和解に対する約束。現在の紛争中に行われた行動に対する説明責任に取り組まれなければならない。また、現在の紛争の犠牲者に対する賠償及びリハビリテーションを含む経過的な司法上の措置、並びに国民和解及び許すことに向けた措置について包括的なパッケージとするニーズが存在する。

11. 信頼できる政治的合意に達するための迅速な措置

シリア・アラブ共和国の人々のために政治的合意に達しなければならないが、時間はなくなりつつある。次のことは、明確である。

(a) シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一及び領土保全は、尊重されなければならない。

(b) 紛争は、平和的な対話及び交渉を通じてのみ解決されなければならない。政治的解決に資する条件が今こそ整備されなければならない。

(c) 流血を終了させなければならない。全ての当事者は、信頼できる形で六項目提案を改めて約束しなければならない。これは、全ての形態の武力による暴力の停止、及び六項目提案の第二項目から第六項目までを実施するための、即時で信頼できかつ目に見える行動を含まなければならない。

(d) 全ての当事者は、今こそ誠実に共同特使と協働しなければならない。当事者は、シリアの人々の正当な願望を達成するシリア人主導の解決に向けて迅速に作業するために、実質的な対話者を出すよう準備しなければならない。当該プロセスは、移行のための政治的解決を形成するに当たってシリアの社会の全てのグループの考え方に耳を傾けることを確保するために、完全に包括的なものでなければならない。

(e) アクション・グループのメンバーを含む組織化された国際社会は、当事者が達した合意の実施のために、相当の支援を提供する用意ができている。これは、要請があれば国際連合の任務の下で国際的な援助の存在を含み得る。相当の資金が復興及び復旧を支援するために利用可能になる。

合意された行動

12. シリア人主導の政治プロセスを促進するための共同特使の努力を支援するに当たり、アクション・グループのメンバーが上記の措置を実施するためにとる合意された行動には、次のものを含む。

(a) アクション・グループのメンバーは、本コミュニケの上記5に規定する措置及び対策をとるために、シリア・アラブ共和国の当事者に、適切に関与し、また、当該当事者に対し共同かつ持続的な圧力をかける。

(b) アクション・グループのメンバーは、紛争のいかなる形でも更なる軍事化に反対する。

(c) アクション・グループのメンバーは、共同特使から要請された場合には、シリア・アラブ共和国政府に対し、六項目提案及び本コミュニケに基づいて作業するために権限を与えられた実質的な対話者を任命することの重要性を強調する。

(d) アクション・グループのメンバーは、反体制派に対し、六項目提案及び本コミュニケに基づいて作業するために、結束を強化し、実質的な代表者としての対話者を確保するための立場をとるよう促進する。

(e) アクション・グループのメンバーは、更に前進させるために、共同特使及び同特使のチームに対し、シリア政府及び反体制派に直ちに関与するよう完全な支持を与え、シリアの社会及び他の国際的行動主体と幅広く協議する。

(f) アクション・グループのメンバーは、仮に共同特使が、本コミュニケにおいて合意された全ての項目を含む具体的な進展の検討の必要があり、この危機に対処するためにアクション・グループから、どのような更なる追加的な措置及び行動が必要とされているかについて決定する必要があると考える場合には、共同特使による更なるアクション・グループ会合の開催を歓迎する。共同特使は、引き続き国際連合及びアラブ連盟に情報を提供する。

○国土交通省告示第千百八十一号

船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令第二項の運輸大臣が定める方法（昭和四十九年運輸省告示第五百八十三号）の全部を次のように改正する。

平成二十五年十二月九日　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令第二項の国土交通大臣が定める方法

船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令（昭和四十七年運輸省令第五十号）第二項の国土交通大臣が定める方法は、同令別表上欄に掲げる項目ごとに、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号）第一号から第二十八号までに定めるところによる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

官庁報告

国家試験

平成25年度ＩＴパスポート試験及び平成25年度秋期情報処理技術者試験合格者

平成25年度ＩＴパスポート試験（10月実施分）の合格者を平成25年11月15日に、情報処理技術者試験のうち基本情報技術者試験の合格者を平成25年11月18日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成25年12月9日

経済産業大臣　茂木　敏充

平成25年度秋期情